

福島県長期安定保証制度要綱

1 目的

この制度は、県内の中小企業に対し長期の資金を導入し、資本構成の不均衡を是正するなどの方途を通じ、経営基盤の安定並びに企業体質の強化を図ることを目的とする。

2 要領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合及び株式会社商工組合中央金庫

(2) 融資の条件

① 融資の対象者

県内に事業所を有する中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）、又は県外企業で県内に新たに事業所を設ける中小企業者で、本資金の導入によって経営基盤の安定と発展が期待される者。

ただし、セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第12条の規定に基づく経営安定関連保証）を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第4項の規定に基づく特定中小企業者であると認められた者。

② 資金使途

運転資金、設備資金

③ 融資限度額

運転資金 5,000万円

設備資金 1億円

運転資金と設備資金を併用する場合は、1億円を限度とする。

④ 融資期間

10年以内（据置期間1年以内を含む。）

ただし、土地・建物を取得する場合は15年以内（据置期間1年以内を含む。）

⑤ 返済方法

分割返済とする。

⑥ 融資利率

金融機関所定利率

⑦ 保証人及び担保

法人、組合の場合 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

個人の場合 必要により連帯保証人、担保を徴する。

⑧ 信用保証料

必ず信用保証協会の保証付きとする。（責任共有制度対象）

ただし、セーフティネット保証を利用する場合で、中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第6号までのいずれかの事由により認定を受けた特定中小企業者は責任共有制度の対象除外とする。

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

